

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（第3回）会議録

1. 開催日時 令和5年9月28日（木）午後6時00分から午後7時02分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 会議次第 （1）施設使用料の算出方法について
（2）その他

【1. 施設使用料の算出方法について】

<資料1 原価計算方法について（事務局案）>

事務局 原価算定の対象経費については、前回の委員会における委員の意見を踏まえ、支払利息は経費には含めないこととし、減価償却費は経費に含めて原価を算定することとした。

また、受益者負担割合については、厚生施設を設置した背景や目的を重視し、関係市等と比較しながら、施設ごとの性質に合わせて適切に定める必要がある。

特に浴場施設については、入浴は日常生活で誰もが行うことから必需性が高いと認識しており、実際に施設別の利用率集計結果を見ると、浴場施設の利用率は厚生施設の中で一番高く、室内プールの約2倍となっている。

また、浴場施設は、ごみ処理施設の「迷惑施設」というイメージを払しょくするため設置された還元施設である点や、周辺住民の要望により設置された側面から、地域住民の方が利用しやすい使用料に設定する必要がある。

これらの理由から、浴場施設の受益者負担割合を高く設定することは適切ではないと考え、「人によって必需性が異なるサービス」として、受益者負担割合を50%とすることを提案する。

室内プール、トレーニング室及びテニスコートについては、民間でも提供可能であり、特定の市民に必要とされるサービスであることから70%の受益者負担割合としている。

会議室及び野球場については、民間では提供されにくい施設であり、特定の市民に必要とされるサービスとして、50%の受益者負担割合としている。

次に、算出した施設使用料が現在の施設使用料を大幅に上回る場合は、利用率の低下等も懸念されるため、激変緩和措置を講じ一定の上限率を設定する必要がある。東久留米市及び清瀬市では、市民への影響を考慮し、激変緩和措置として改定額に一定の上限を定めることとしている。西東京市では、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、改定額の上限は現行価格のおおむね1.5倍としている。

このことから、事務局案として、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮し、激変緩和措置の上限を1.5倍とすることを提案する。

<資料2 各施設使用料算出表（令和3年度・令和4年度 平均）>

事務局 第2回委員会に提示した施設使用料から、支払利息を除いて原価計算をした表である。

原価計算の結果、野球場及び室内プールは現行の使用料に対して乖離が生じていないが、テニスコート、トレーニング室、会議室、浴場施設及び和室については乖離が生じていることから、価格改定について協議する必要がある。

また、プール団体貸切料金の計算結果が現行使用料に対し乖離が生じている理由は、団体貸切料金の計算方法が個人利用料金の計算方法と異なるためである。団体貸切は10名以上の団体に貸出していることから、1人あたり400円としても現行使用料の方が安価である。また他団体の貸切料金と比較しても高いものではないため、据え置きとしたいと考えている。

<資料3 各施設使用料改正について（事務局案）>

事務局 野球場及び室内プールの使用料は、現行使用料と計算結果に乖離が生じていないため、現行料金を据え置きとしたいと考えている。

テニスコートは、原価計算後は現行使用料に対して金額が2倍となり、激変緩和措置による1.5倍の上限率を超えてしまうことから、事務局案として土日祝日料金を500円とし、平日は350円とすることを提案する。近隣団体の平均使用料が500円であることから、この金額は妥当であると考

えている。

トレーニング室については、原価計算後は現行使用料に対し1.5倍の300円となり、激変緩和措置による上限率を乗じた額と同額となる。近隣団体の平均使用料が300円であることから、妥当な金額であると認識している。

多目的室1及び2について、原価計算後は現行使用料に対し1.7倍となり、激変緩和措置による1.5倍の上限率を超えてしまうことから、事務局案として使用料を400円とすることを提案する。近隣団体の平均使用料は260円であるが、400円に設定している団体もあるため、妥当な金額であると考えている。

多目的室3は、原価計算後は現行使用料に対し3倍となり、激変緩和措置による1.5倍の上限率を超えてしまうことから、事務局案として使用料を650円とすることを提案する。近隣団体の平均使用料が700円であることから、適正な金額であると判断している。

和室については、原価計算後は現行使用料に対し1.3倍の400円となり、激変緩和措置による上限率を下回っている。近隣団体の平均使用料が210円であることから、妥当な金額であると考えている。

なお、浴場施設は他の施設とは異なり、設置された経緯や、田無浴場組合との関係性など特殊な背景があるため、委員におかれてはその点も踏まえ協議していただきたい。

<質問・意見等>

委員 浴場施設について、必需性が高いという理由から室内プール等よりも受益者負担割合を引き下げていることは理解できる。一方で、昨今浴室がない家は少なくなっているため、浴場施設は余暇を楽しむための娯楽施設としての側面もあると考える。周辺住民への還元施設として設置されたことも承知しているが、全ての市民にとって必ず必要な施設ではないため、そのような点も踏まえ検討すべきであると感じる。

委員 田無浴場組合は東京都入浴料金統制額に準じ、料金を520円としている。しかし当組合の浴場施設使用料は現在500円であり、民業を圧迫している状況である。この点を鑑みると、当組合の浴場施設使用料も東京都入浴

料金統制額に連動して改定せざるを得ないと考える。

一方で、施設設置の経緯を踏まえると、周辺住民の方々が利用しやすい料金設定にすることは必須であり、減免等の措置についても検討が必要になってくると思われる。

またテニスコートについて、民間では会員制のコートが多くなっており、レンタル方式は少ない。近隣だと西武ドームテニスコートがあるが、料金は平日で1時間につき1,640円、休日は4,400円である。民業圧迫という観点では、当組合の使用料と比較すると大きな乖離があることから、テニスコートの料金については値上げが必要なのではないかと考える。

委員 資料を見ると、テニスコートについては約7割の方が「安い」と感じているとの調査結果が出ている。これを踏まえると事務局案よりも高く、600円ほどに設定してもよいのではないかと考える。

また、当組合の浴場施設は公衆浴場よりも営業時間が長く、サウナ等の設備が備えられていることを鑑みると、日々の生活における入浴とは異なる性質を持つといえる。浴場施設の設置当時の料金と、その時の入浴料金統制額との比率からすると、650円くらいに値上げするのが妥当だと考える。

委員 現行のテニスコート使用料は、近隣と比較しても安すぎると感じている。他団体の料金設定を鑑みると、事務局案の500円は適切な金額であると思われる。

浴場施設は、民間の温浴施設ほど設備が充実していないため、丸1日楽しめる施設というわけではないと感じる。そのため、安価に利用できる地域の還元施設という立場から、料金については浴場組合と同額程度が妥当だと考える。また1時間券については、現在の金額が利用しやすいことから、利用時間を踏まえても料金を据え置くのが適切だと感じる。

トレーニング室については、他団体と比較すると、トレーナーが常駐していない点や設備等の面で劣っている部分があることから、事務局案の金額は現在の施設に見合わないと感じる。

会議室は、他団体の会議室と比較して妥当な金額であると感じているが、現在の利用状況について教えていただきたい。

事務局 建設当初、多目的室1は和室、2は洋室で、3はトレーニング室であっ

た。それを現在のように改装したことでニーズは高まっている。特に多目的室3についてはダンスやヨガ等の運動にも活用いただいております、利用者は増えてきている状況にある。今後も指定管理者の自主事業等の企業努力もあり、ますますニーズは高まっていくと考えている。

委員 テニスコートに関しては、設備を整えたことを鑑みると値上げは必要であり、金額については事務局案のとおりでよいと考える。

逆にトレーニング室については、他団体よりも設備が充実していない部分もあることから、料金は据え置きが妥当かと思われる。

会議室は、激変緩和措置を用いても他団体の平均使用料より高くなっている部分もあるため、据え置きでもよいのではないかと思う。

浴場施設については、浴場組合の料金と同額もしくはそれ以上の金額に設定する必要があると考える。浴場施設の必需性が議論となっていたが、当組合の浴場施設は設備的にも、民間の温浴施設と公衆浴場の中間に位置しており、一定程度この浴場施設を「自分のお風呂」として必要としている人もいると感じている。このことから、大幅な値上げは避けるべきであり、浴場組合の料金と同額の520円に設定するのが適切であると思う。

委員 当組合の浴場施設の大広間は近隣の方のコミュニティの場となっていることもあり、値上げをした場合、その方たちへの影響が大きい。

バリアフリー化など施設整備を行った後に値上げをするのであれば、多くの方にとっては納得がいきやすいのではないかと感じる。また、利用1回あたりの料金を値上げしたとしても、近隣の方や高齢者については1月券を減免で販売するなどの措置も検討が必要である。

事務局 浴場施設は、ごみ処理施設の「迷惑施設」というイメージを払拭するために設置された経緯があり、建設にあたっては周辺自治会とも十分に協議を行い、要望等の調査も行った。施設設計時のコンセプトは「高齢化に即した施設の充実」であったため、利用者がお風呂上りに会話を楽しめるよう大広間や和室を設置した。

また現在は、毎日のように利用している方も多くいらっしゃる。核家族化が進んでいることから一人暮らしの高齢者の方の利用も多く、その中には「一人で家のお風呂に入るのが怖い」という方もおり、当組合の浴場施設な

ら顔なじみも多く、周囲に人がいる中で安心して入浴することができるというお話もある。そういった意味では当初のコンセプト通りの施設となっている。実態としては日常生活の一部として利用される公衆浴場に近く、地域コミュニティの一端を担う公共性の高い施設であるといえる。

委員長 これまでの議論を総括すると、浴場施設は公衆浴場に近い性質を持っており、民間の温浴施設と比較しても公共性が高いことから、浴場組合と同額の520円とする。野球場、室内プール、トレーニング室及び和室については料金を据え置きとする。多目的室1及び2については他団体の平均使用料を上回っているという意見があったため、再考の余地がある。

事務局 事務局としても、そのように進めたいと考える。

多目的室1及び2については、算出した使用料が他団体平均を上回っているため、他団体の状況等を再度調査する。

テニスコートについては、土日祝の利用料金を600円とする案が出たが、激変緩和措置の上限率に達してしまうことから再度事務局にて調査を行う。

いずれにせよ、次回の委員会で最終案を提示し、使用料を確定させる。

委員 浴場組合との協議のタイミングを教えてほしい。

事務局 本委員会の進捗状況や方向性については説明を行っている。次回の委員会で使用料が確定したのちに、経緯や根拠を踏まえて浴場組合長にご報告しようと考えている。

委員 浴場組合へ報告する際は、当組合の浴場施設の公共的な意義や高齢化に即した実態、民間の温浴施設や公衆浴場とも違った存在意義をご理解いただくことが重要であると思う。

委員 テニスコートの使用料において、土日祝と平日の料金を区分している理由をお聞きしたい。近隣の団体ではこのような料金体系のところはあまりないため、土日祝、平日で区分せずに料金を一律にしてもよいのではないか。

事務局 減額・免除等の事項の検討の際に改めて議論いただきたい。その際には近隣自治体等の状況も調査し、資料を提示したいと考えている。

【 2. その他】

委員長 その他なければ、第3回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を終了する。

以上